

## 企業長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則

平成18年3月31日

八戸圏域水道企業団規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例(平成18年八戸圏域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、企業長が取り扱う個人情報の保護及び条例の運用状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、別記第1号様式によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第3条 条例第15条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書(別記第2号様式)によるものとする。

(本人等であることの証明書类等)

第4条 条例第15条第2項(条例第18条第4項、第19条第3項、第26条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)に規定する実施機関が定める書類等は、次の各号に掲げる場合に  
応じ、当該各号に定める書類等とする。

(1) 本人が開示請求をしようとするとき 次に掲げるいずれかの書類等

ア 運転免許証、旅券又は法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類等  
であって当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するに足りるもの

イ やむを得ない理由によりアに掲げる書類等を提示することができない場合には、当該  
開示請求をしようとする者が本人であることを確認するため企業長が適当と認める書類  
等

(2) 法定代理人が開示請求をしようとするとき 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類  
等及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類等

(開示請求の却下)

第5条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報開示請求却下通知書(別記第3号様式)により当該開示請求を却下するものとする。

- (1) 開示請求が不適法であり、かつ、補正不能であるとき。
- (2) 条例第15条第3項の規定により開示請求書の補正を求められた者が、同項の規定により指定された期間内にその補正をしないとき。

(開示決定通知書等)

第6条 条例第16条各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

条例第16条第1項の規定により保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報開示決定通知書(別記第4号様式)
条例第16条第1項の規定により保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報一部開示決定通知書(別記第5号様式)
条例第16条第3項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合	保有個人情報不開示決定通知書(別記第6号様式)
条例第16条第6項の規定により開示等の決定通知にかかる期間を延長した場合	開示等の決定通知期間延長通知書(別記第7号様式)
条例第16条第7項の規定により開示等の決定通知にかかる期間を延長した場合	開示等の決定通知期間特例延長通知書(別記第8号様式)

(第三者への通知事項等)

第7条 条例第17条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
  - (2) 開示請求に係る個人情報のうち、当該第三者に関する情報の内容
  - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
  - (4) その他企業長が必要と認める事項
- 2 条例第17条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(別記第9号様式)によるものとする。
- 3 条例第17条第1項の規定により第三者に対して意見書を提出する機会を与える場合は、保有個人情報の開示に係る意見について(条例第17条第1項の照会)(別記第10号の1様式)又は口頭により通知するものとする。
- 4 条例第17条第2項の規定により第三者に対して意見書を提出する機会を与える場合は、保有個人情報の開示に係る意見について(条例第17条第2項の照会)(別記第10号の2様式)により通知するものとする。

- 5 条例第17条第3項(条例第34条第4項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、保有個人情報の開示について(通知)(別記第11号様式)によるものとする。

(電磁的記録に記録されている個人情報の開示の方法)

第8条 条例第18条第1項第3号に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 用紙に出力することができる電磁的記録 当該個人情報が記録されている電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付
  - (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該個人情報が記録されている電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
- 2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている個人情報について次の各号に定める方法による開示を容易に行うことができる場合においては、当該個人情報の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とすることができる。
- (1) 前項各号に掲げる電磁的記録 当該個人情報が記録されている電磁的記録を複写したものの交付
  - (2) 前項第1号に掲げる電磁的記録 当該個人情報が記録されている電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
  - (3) 条例第18条第1項ただし書の規定は、個人情報が記録されている電磁的記録を用紙に出力したものによる開示について準用する。
- 3 電磁的記録に記録されている個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている電磁的記録を用紙に出力したものの写し若しくは当該電磁的記録を複写したもの又はこれらを複写したものを送付する場合を除き、企業長が条例第16条第1項の規定による開示等の決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

(更なる開示の申出書等)

第9条 条例第18条第3項の規定による申出をしようとする者は、保有個人情報の更なる開示の申出書(別記第12号様式)を企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、前項の申出書を受理したときは、速やかに、当該申出に応ずるものとし、当該申出をした者に対しその旨を、保有個人情報の更なる開示の実施について(通知)(別記第13号様式)により通知するものとする。
- 3 条例第18条第2項及び前条第3項の規定は、第1項の申出に係る保有個人情報の開示について準用する。この場合において、条例第18条第2項中「実施機関が開示等の決定通知」とあるのは「更に開示を受ける旨の申出に対する通知」と、前条第3項中「企業長が条例第16条第1

項の規定による開示等の決定通知」とあるのは「次条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

(口頭による開示請求)

第10条 企業長は、条例第19条第1項の規定により開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第19条第2項に規定する実施機関が定める方法は、閲覧又は口頭とする。

(保有個人情報訂正・利用停止請求書)

第11条 条例第26条第1項又は条例第31条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正・利用停止請求書(別記第14号様式)によるものとする。

(訂正又は利用停止請求の却下)

第12条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報訂正・利用停止請求却下通知書(別記第15号様式)により当該訂正又は利用停止の請求を却下するものとする。

(1) 訂正又は利用停止の請求が不合法であり、かつ、補正不能であるとき。

(2) 条例第26条第2項又は同第31条第2項において準用する条例第15条第3項の規定により書面の補正を求められた者が、同項の規定により指定された期間内にその補正をしないとき。

(保有個人情報訂正・利用停止決定通知書等)

第13条 条例第28条第1項又は条例第33条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書面によるものとする。

(1) 請求に係る保有個人情報の全部を訂正又は利用停止するとき 保有個人情報訂正・利用停止決定通知書(別記第16号様式)

(2) 請求に係る保有個人情報の一部を訂正又は利用停止するとき 保有個人情報一部訂正・利用停止決定通知書(別記第17号様式)

2 条例第28条第2項又は条例第33条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正・利用不停止決定通知書(別記第18号様式)によるものとする。

3 条例第28条第4項又は条例第33条第4項に規定する書面は、決定通知期間延長通知書(訂正又は利用停止請求用)(別記第19号様式)によるものとする。

4 条例第28条第5項又は条例第33条第5項に規定する書面は、決定通知期間特例延長通知書(訂正又は利用停止請求に係る保有個人情報著しく大量なとき)(別記第20号の1様式)によるものとする。

のとする。

- 5 条例第28条第6項又は条例第33条第6項に規定する書面は、決定通知期間特例延長通知書(訂正等又は利用停止等の決定通知に特に長期間を要すると認めるとき)(別記第20号の2様式)によるものとする。
- 6 条例第29条第1項に規定する書面は、訂正実施通知書(別記第21号様式)によるものとする。
- 7 条例第29条第2項に規定する書面は、訂正実施済通知書(別記第22号様式)によるものとする。

(諮問書及び諮問実施済通知書)

第14条 条例第34条第1項の規定による諮問は、行政不服審査法に基づく不服申立てについて(諮問)(別記第23号様式)によるものとする。

- 2 条例第34条第2項に規定する通知は、審査会諮問実施済通知書(別記第24号様式)によるものとする。

(苦情申出処理簿)

第15条 企業長は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、苦情申出処理簿(別記第25号様式)に、苦情の申出の内容、苦情の申出に対する処理内容等を記録しておくものとする。

(運用状況の公表)

第16条 条例第36条の規定による運用状況の公表は、毎年度の6月30日までに、その前年度における運用状況を企業団広報に掲載して行うものとする。

- 2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 保有個人情報開示請求の件数及び開示決定等の状況
  - (2) 保有個人情報訂正請求の件数及び訂正決定等の状況
  - (3) 保有個人情報利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況
  - (4) 開示決定等、訂正等及び利用停止等の決定についての不服申立ての件数並びにこれらについての決定の状況
  - (5) その他必要と認める事項

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

個人情報取扱事務登録簿

登録番号 \_\_\_\_\_

登録年月日	年 月 日					
事務の開始年月日	年 月 日 (変更・廃止 年 月 日)					
事務の名称						
利用目的						
担当課等						
対象者の範囲						
項目	基本的事項	識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 国籍・本籍	心身の状況	健康・病歴 障害 身体状況	家庭生活	家族状況 親族関係 婚姻暦
	社会生活	職業・職歴 学業・学歴 成績・評価 資格 賞罰 趣味・嗜好	資産・収入	資産状況 収入状況 納税状況 公的扶助 取引状況	思想・信条等	思想・信条 宗教 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 ( ) 根拠 法令等

						必要かつ 不可欠
	その他					
取得先	本人      本人以外					
	本人以外の区分	他の実施機関 他の官公庁 独立行政法人等		実施機関内での利用 民間団体・私人 その他(      )		
提供の有無	無      有					
及び提供先	提出先	他の実施機関 他の官公庁 独立行政法人等		民間団体・私人 その他(      )		
個人情報電 算ファイル の利用の有 無及び名称	無      有(情報機器の結合      無      有)					
外部委託の 有無	無      有					
備考						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式(第3条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(あて先)八戸圏域水道企業団企業長

	請求者	氏名	
		住所	郵便番号
		連絡先	(該当するものを で囲んで ください。) 自宅 勤務先 その他
		電 話 番 号	

			( )
--	--	--	-----

法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

	本人	氏名	
		住所	郵便番号
		未成年者・成年被後見人の別	(該当する番号を で囲んでください。) 1 未成年者                      2 成年被後見人
		連絡先	(該当するものを で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電 話 番 号 ( )

八戸圏域水道企業団個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(保有個人情報が特定できるように具体的に記入してください。)			
求める開示の実施の方法	(希望する番号を で囲んでください。)			
	1 閲覧、聴取又は視聴			写しの交付を 1 希望する 2 希望しない
	2 写しの交付			
	3 1及び2			

注1 請求者本人であることを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してく

ださい。

2 法定代理人が請求する場合には、1の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。

職員記載欄	
担当課等	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式(第5条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

指令第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報開示請求却下通知書

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次の理由により開示請求を却下します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 却下の理由	
3 担当課等	電話番号 ( ) 内線
4 備考	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八戸圏域水道企業団企業長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八戸圏域水道企業団を被告として(八戸圏域水道企業団企業長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60

日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式(第6条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

指令第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容		
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容		
3 開示する保有個人情報の利用目的		
4 保有個人情報の開示の日時及び場所(注1)	日時	年 月 日 時 分
	場所	
5 担当課等	電話番号 ( )	内線
6 備考		

注1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等へご連絡ください。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、請求者本人で

あることを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

3 法定代理人が開示を受ける際には、2の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式(第6条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

指令第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例(以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容		
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容		
3 開示する保有個人情報の利用目的		
4 保有個人情報の開示の日時及び場所(注1)	日時	年 月 日 時 分
	場所	
5 開示しない部分		
6 5の部分を開示しない理由	条例第20条第1項第 号該当 (理由)	
7 5の部分を開示することができる期日及び範囲(注2)	年 月 日 (範囲)	
8 担当課等	電話番号 ( ) 内線	

注1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等へご連絡ください。

2 この欄は、開示しない部分について、将来、開示することができる期日が明らかである場合に記入してありますので、当該部分の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて開示請求をしてください。

3 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、請求者本人であることを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

4 法定代理人が開示を受ける際には、3の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。

#### 教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八戸圏域水道企業団企業長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八戸圏域水道企業団を被告として(八戸圏域水道企業団企業長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式(第6条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

指令第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例(以下「条例」という。)第16条第3項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
3 保有個人情報を開示しない理由	条例第20条第1項第 号該当 (理由)
4 開示することができる期日及び範囲(注)	年 月 日 (範囲)
5 担当課等	電話番号 ( ) 内線
6 備考	

(注) この欄は、開示しない保有個人情報について、将来、開示することができる期日が明らかである場合に記入してありますので、当該保有個人情報の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて開示請求をしてください。

#### 教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八戸圏域水道企業団企業長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八戸圏域水道企業団を被告として(八戸圏域水道企業団企業長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第7号様式(第6条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

開示等の決定通知期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例(以下「条例」という。)第16条第6項の規定により、次のとおり開示等の決定通知の期間を延長したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 条例第16条第5項の規定による開示等の決定通知の期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の期限	年 月 日
4 延長の理由	
5 担当課等	電話番号 ( ) 内線
6 備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第8号様式(第6条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

開示等の決定通知期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例(以下「条例」という。)第16条第7項の規定により、次のとおり開示等の決定通知の期間を延長したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 1のうち開示請求があった日から45日以内に決定通知をする部分	
3 残りの保有個人情報についての開示等の決定通知の期限	年 月 日
4 条例第16条第7項の規定を適用する理由	
5 担当課等	電話番号 ( ) 内線
6 備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第9号様式(第7条関係)

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

(あて先)八戸圏域水道企業団企業長

	氏名 法人その他の団体にあつては、名称	
	住所 法人その他の団体にあつては、主たる 事務所の所在地	郵便番号
	連絡先	(該当するものを で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ( )

年 月 日

付け第 号

で照会のあった保有個人情報の開示

口頭

に係る意見

については、以下のとおりです。

(該当する番号を で囲み、必要な事項を記入してください。)

1 保有個人情報の開示については反対しない。

2 保有個人情報の開示については反対する。

(1) 開示に反対する部分

(2) 開示に反対する具体的理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第10号の1様式(第7条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報の開示に係る意見について

(条例第17条第1項の照会)

八戸圏域水道企業団個人情報保護条例(以下「条例」という。)に基づき、 年 月 日  
付で、次のとおり\_\_\_\_\_に関する情報が含まれている保有個人情報についての開  
示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに際して参考としたいの  
で、条例第17条第1項の規定により\_\_\_\_\_の意見を求めます。

なお、意見については、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」に記載の上、 年 月  
日までに提出して下さるようお願いいたします。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 1の保有個人情報のうち_____に関する情報	
3 意見書の提出先	
4 担当課等	電話番号 ( ) 内線
5 備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第10号の2様式(第7条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報の開示に係る意見について

(条例第17条第2項の照会)

八戸圏域水道企業団個人情報保護条例(以下「条例」という。)に基づき、 年 月 日  
付で、次のとおり\_\_\_\_\_に関する情報が含まれている保有個人情報についての開  
示請求がありました。

当該保有個人情報のうち次の3に掲げる情報については、開示する必要があると認められるので、条例第17条第2項の規定により\_\_\_\_\_の意見を求めます。

なお、意見については、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」に記載の上、 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容		
2 1の保有個人情報のうちに関する情報		
3 2の情報のうち開示する必要があると認められるもの		
4 条例第17条第2項第1号又は第2号の適用区分及び当該規定を適用する理由	適用区分	条例第17条第2項第 号に該当する。
5 意見書の提出先		
6 担当課等	電話番号 ( )	内線
7 備考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第11号様式(第7条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報の開示について(通知)

先に照会しました\_\_\_\_\_に関する情報が記録されている保有個人情報の開示につ

いては、次のとおり開示することと決定したので、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例第17条第3項の規定により通知します。

1	_____に関する情報の内容	
2	1のうち開示する部分	
3	2の部分を開示することとした理由	
4	開示請求に対する開示決定	年 月 日付け 第 号による 個人情報(開示・一部開示)決定処分
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当課等	電話番号 ( ) 内線
7	備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第12号様式(第9条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

保有個人情報の更なる開示の申出書

年 月 日

(あて先)八戸圏域水道企業団企業長

	申出者	氏名	
		住所	郵便番号
		連絡先	(該当するものを で囲んで ください。) 自宅 勤務先 その他
		電 話 番 号 ( )	

法定代理人が申し出る場合には、次の欄も記載してください。

	本人	氏名	
		住所	郵便番号
		未成年者・成年被後見人の	(該当する番号を で囲んで

		別	ください。) 1 未成年者                    2 成年被後見人
		連絡先	(該当するものを で囲んで ください。) 自宅 勤務先 その他
			電 話 番 号 (        )

八戸圏域水道企業団個人情報保護条例第18条第3項の規定により、次のとおり先に開示を受けた保有個人情報について更に開示を受けたいので申し出ます。

先の開示の決定 通知書の年月日 及び番号	年 月 日付け 第 号		
最初に開示を受 けた年月日	年 月 日		
更なる開示を申 し出る保有個人 情報			
求める開示の実 施の方法	(希望する番号を で囲んでください。)		
	1 閲覧、聴取又は視聴		
	2 写しの交付	写しの交付を	1 希望する 2 希望しない
	3 1及び2		

注1 申出者本人であることを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

2 法定代理人が申し出る場合には、1の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。

職員記載欄	
担当課等	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第13号様式(第9条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報の更なる開示の実施について(通知)

年 月 日付けで申出のあった保有個人情報の更なる開示については、次のとおり実施します。

1 開示する保有個人情報の内容			
2 保有個人情報の開示の日時及び場所(注1)	日時	年 月 日	時 分
	場所		
3 担当課等	電話番号 ( )	内線	
4 備考			

注1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等へご連絡ください。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、申出者本人であることを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

3 法定代理人が開示を受ける際には、2の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第14号様式(第11条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

保有個人情報訂正・利用停止請求書

年 月 日

(あて先)八戸圏域水道企業団企業長

	請求者	氏名	
		住所	郵便番号
		連絡先	(該当するものを で囲んで ください。) 自宅 勤務先 その他
		電 話 番 号 ( )	

法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

	本人	氏名	
		住所	郵便番号
		未成年者・成年被後見人の 別	(該当する番号を で囲んで ください。) 1 未成年者 2 成年被後見人
		連絡先	(該当するものを で囲んで ください。) 自宅 勤務先 その他 電 話 番 号 ( )

八戸圏域水道企業団個人情報保護 第25条第1項の規定により、保有個 を請求します。

条例

個人情報の訂正

第30条第1項の規定により、保有個

個人情報の利用停止

開示を受けた年月日	年 月 日
請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

請求の趣旨及び理由	

注1 請求者本人であることを証明する書類等(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

2 法定代理人が請求する場合には、1及び2の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。

3 訂正を求める内容が事実であることを証明する書類等がある場合は、当該書類等を提示し、又は提出してください。

職員記載欄	
担当課等	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第15号様式(第12条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

指令第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報訂正・利用停止請求却下通知書

年 月 日付けの保有個人情報の訂正・利用停止請求については、次の理由により却下します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 却下の理由	
3 担当課等	電話番号 ( ) 内線
4 備考	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八戸圏域水道企業団企業長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八戸圏域水道企業団を被告として(八戸圏域水道企業団企業長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第16号様式(第13条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

指令 第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報訂正・利用停止決定通知書

年 月 日付けの請求については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例

第28条第1項の規定により、訂正	をすることと決定したので通知します。
第33条第1項の規定により、利用停止	

1 訂正又は利用停止請求があった保有個人情報の内容	
---------------------------	--

2 訂正又は利用停止の内容	
3 担当課等	電話番号 ( ) 内線
4 備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第17号様式(第13条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

指令第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報一部訂正・利用停止決定通知書

年 月 日付けの請求については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例

第28条第1項の規定により、保有個人情報の一部の訂正 をすることと決定したの

第33条第1項の規定により、保有個人情報の一部の利用

停止

で通知します。

1 請求があった保有個人情報の内容	
2 訂正又は利用停止の内容	
3 訂正又は利用停止をしない部分	
4 3の理由	
5 担当課等	電話番号 ( ) 内線
6 備考	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八戸圏域水道企業団企業長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に

よる異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八戸圏域水道企業団を被告として(八戸圏域水道企業団企業長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第18号様式(第13条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

指令第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

保有個人情報不訂正・利用不停止決定通知書

年 月 日付けの請求については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例

第28条第2項の規定により、保有個人情報の訂正 をしないことと決定したので通

第33条第2項の規定により、保有個人情報の利用停止

知します。

1 請求があった保有個人情報の内容	
2 保有個人情報の訂正又は利用停止をしない理由	
3 担当課等	電話番号 ( ) 内線
4 備考	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八戸圏域水道企業団企業長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に

よる異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八戸圏域水道企業団を被告として(八戸圏域水道企業団企業長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第19号様式(第13条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

決定通知期間延長通知書

(訂正又は利用停止請求用)

年 月 日付けの請求については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例  
(以下「条例」という。)

第28条第4項の規定により、訂正等 の決定通知の期

第33条第4項の規定により、利用停

止等

間を延長したので通知します。

1 請求をした保有個人情報の内容	
2 条例第28条第3項又は第33条第3項の規定による決定通知の期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の期限	年 月 日
4 延長の理由	
5 担当課等	電話番号 ( ) 内線

6 備考	
------	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第20号の1様式(第13条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

決定通知期間特例延長通知書

(訂正又は利用停止請求に係る保有個人情報that著しく大量なとき)

年 月 日付けの請求については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例  
(以下「条例」という。)

第28条第5項の規定により、訂正等 の決定通知の期

第33条第5項の規定により、利用停

止等

間を延長したので通知します。

1 請求をした保有個人情報の内容	
2 1のうち請求があった日から60日以内に決定通知をする部分	
3 残りの保有個人情報について決定通知する期限	年 月 日
4 条例第28条第5項又は条例第33条第5項の規定を適用する理由	
5 担当課等	電話番号 ( ) 内線
6 備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第20号の2様式(第13条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

決定通知期間特例延長通知書

(訂正等又は利用停止等の決定通知に特に長期間を要すると認めるとき)

年 月 日付けの請求については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例

(以下「条例」という。)	第28条第6項の規定により、訂正等 第33条第6項の規定により、利用停止等	の決定通知の期間
--------------	--	----------

を延長したので通知します。

1 請求をした保有個人情報の内容	
2 条例第28条第6項又は第33条第6項の規定を適用する理由	
3 延長後の期限	年 月 日
4 担当課等	電話番号 ( ) 内線
5 備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第21号様式(第13条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

### 訂正実施通知書

年 月 日付けで訂正の通知をした保有個人情報については、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例第29条第1項の規定により訂正を実施したので通知します。

1 訂正の内容	
2 訂正実施年月日	年 月 日
3 担当課等	電話番号 ( ) 内線
4 備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第22号様式(第13条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

### 訂正実施済通知書

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報について、次のとおり訂正を実施し

たので八戸圏域水道企業団個人情報保護条例第29条第2項の規定により通知します。

1 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容	
3 訂正を実施した年月日	年 月 日
4 担当課等	電話番号 ( ) 内線
5 備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第23号様式(第14条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号

年 月 日

八戸圏域水道企業団

情報公開・個人情報保護審査会会長 様

八戸圏域水道企業団企業長 印

行政不服審査法に基づく不服申立てについて(諮問)

八戸圏域水道企業団個人情報保護条例第34条第1項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1 不服申立てに係る保有個人情報の内容及び実施機関の決定

2 実施機関の決定の具体的理由

3 関係書類( 案件により必要書類は異なる)

- (1) 不服申立書の写し
- (2) 保有個人情報開示請求書の写し
- (3) 保有個人情報訂正・利用停止請求書の写し
- (4) 決定通知書の写し
- (5) 第三者からの意見書の写し
- (6) 不服申立ての対象となった保有個人情報が記録されている行政文書の写し
- (7) その他必要な書類

	担当	
	電話番号	( ) 内線

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第24号様式(第14条関係)

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

第 号  
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

審査会諮問実施済通知書

年 月 日付けの異議申立てについて、八戸圏域水道企業団個人情報保護条例第34条第1項の規定により八戸圏域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したので、同条第2項の規定により通知します。



等	
苦情の申出に対する処理内容	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。